

11月5日「津波防災の日」に土井国土交通副大臣ご出席のもと地震・津波防災訓練を実施し、港湾関係機関との連携強化と職員の防災能力の向上を図りました。

- 開催日時 平成27年11月5日(木) 9:30~11:00
- 実施場所 宮城県塩釜市 仙台塩釜港塩釜港区中ふ頭
- 訓練実施項目
 - No.1 初動対応訓練
 - No.2 航路啓開訓練(航路障害物調査・航路障害物状況確認・航路障害物除去)
 - No.3 係留施設応急措置訓練(係留施設水中部調査・係留施設点検・立入禁止措置)
 - No.4 緊急物資輸送訓練(緊急資機材陸揚げ、緊急物資輸送)
- 参加者 17機関・団体 約180名
 - ・東北地方整備局(本局、塩釜港湾・空港整備事務所、小名浜港湾事務所)
 - ・第二管区海上保安本部、宮城海上保安部、
 - ・宮城県
 - ・塩竈市
 - ・災害協定締結団体{(一社)日本埋立浚渫協会東北支部、(一社)日本潜水協会 等}
 - ・東北港湾空港防災エキスパート会
 - ・(公社)宮城県トラック協会塩釜支部 等

開会
(主催者挨拶)



土井国土交通副大臣



川瀧東北地方整備局長

No. 1 初動対応訓練



東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所佐野所長による訓練概要の説明

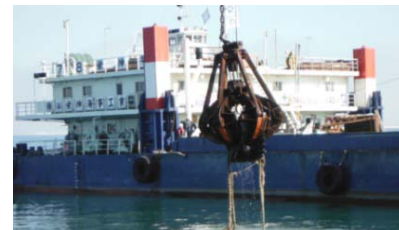


情報収集

No. 2 航路啓開訓練



東北地方整備局港湾業務艇「おきかぜ」搭載のナローマルチソナーによる航路障害物調査



(一社)日本埋立浚渫協会東北支部による航路障害物の除去

〈航路啓開とは〉

津波等により海上に流出した浮遊(漂流)物や沈下物等、船舶の航行に支障を及ぼす物件を除去し、船舶の出入港の安全を確保することを航路啓開と称しています。

東日本大震災の際は、漂流するガレキや漁具、沈没した車両やコンテナなどを作業船で回収するなど、迅速な航路啓開により被災地に緊急物資を早期に受入れることが可能となりました。

No. 3 係留施設応急措置訓練



東北地方整備局職員及び防災エキスパートによる係留施設点検



宮城県職員による係留施設の立入禁止措置

No. 4 緊急物資輸送訓練



(一社)日本埋立浚渫協会東北支部による緊急資機材搬入訓練(バックホウ陸揚げ)



塩竈市、宮城県トラック協会塩釜支部による離島への緊急物資(飲料水)の輸送



土井国土交通副大臣(中央)
川瀧東北地方整備局長(左)
津田東北地方整備局副局長(右)

閉会



津田副局長による講話

〈津波防災の日とは〉

平成23年3月の東日本大震災で甚大な津波被害が発生したことから、同年6月、津波被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定されました。

そして、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるために11月5日を「津波防災の日」とすることが定められました。11月5日は、江戸時代(1854年)に中部地方から九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害をもたらした、『稲むらの火』のモデルにもなった安政南海地震の発生した日に因んだものです。